

## 平成29年度第2回江別市公平委員会会議録

日 時 平成30年3月9日（金）

午後5時00分～

場 所 市民会館36号

### 1 議事日程

#### (1) 議事

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について
- ・職員団体登録事項の変更について

#### (2) 報告事項

- ・人事行政の運営等の状況の公表について

#### (3) その他

### 2 出席者

(1) 委 員	委 員 長	佐 藤 允
	委 員	杉 野 邦彦
	委 員	本 間 雅彦
(2) 事務職員	幹 事	宮 沼 直之
	事務職員	川 村 正利
	事務職員	熊 澤 和宏
	事務職員	野 田 明日香

(議事録)

**佐藤委員長（以下「委員長」）** 本日は、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、平成29年度第2回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

**川村事務職員** それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

資料1の最後に添付しました参考資料をご覧ください。

昨年10月1日付けの市立病院の組織機構改編に伴いまして、新たな職として、院長代理が設けられております。

この院長代理は、定年退職が予定されている院長の交代を円滑に進めるとともに、院内の体制を強化するために設けられた職であり、これに伴い、本

規則を改正するものであります。

次に、資料の3ページにお戻りください。

本規則の新旧対照表となっており、病院の項に新たな職として、院長代理を追加するものであります。改正部分については下線を引いております。

次に、資料1の1ページにお戻り願います。

この改正内容につきまして、公布文の形式にしたものであり、前回会議におきまして、ご指摘いただいた点を踏まえまして、改め文を作成しております。

なお、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、平成29年10月1日から適用するものであります。

本規則の改正につきましては、本日も承認をいただきました後、委員長の署名をもって、公布する予定でございます。

説明は以上です。

**委員長** ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて確認等はございませんか。

**杉野委員** この院長代理は、院長が定年等で不在になったとき、次の院長が決まるまでの間に置く役職ですか。それとも院長がいても代理として院長代理を置くことができるということですか。

**川村事務職員** 今回の院長代理の職につきましては、今年度の3月31日付けで院長が定年退職を予定しておりますので、その引継ぎの期間も含めて、円滑に新しい体制に移行できるように、院長が在職したまま、院長代理を置くという組織体制になっております。

**杉野委員** 院長が退任された後、院長代理が院長になるのですか。

**川村事務職員** そのように聞いております。

**杉野委員** 時限的な措置ということで、常時院長がいても、代行する人が必要で院長代理を置くという意味とは違うのですね。

**川村事務職員** そのとおりです。ですので、3月31日まで時限的に置かれる職と聞いております。

仮に、この院長代理の職がまた新たに別な目的で必要ということであれば、存続する可能性もありますが、それは4月1日にならないとわかりません。

**委員長** ほかに、確認あるいは質問はございませんか。(なし)

なければ、事務局の説明のとおり、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」は、事務局案のとおり決してよろしいですか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。  
以上で、本件を終結いたします。  
次に、「議事（２）職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。  
事務局から説明願います。

**川村事務職員** それでは、職員団体登録事項の変更について、ご説明申し上げます。

3月1日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これについて、ご審議いただくものであります。

資料2をご覧ください。

資料2の1ページ、2ページには、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠となる地方公務員法と職員団体の登録に関する条例の関係規定を記載しております。

今回の議事事項であります、職員団体登録事項の変更については、1ページ下段の下線部分、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により、職員団体の登録事項の変更登録を行おうとするものであります。また、2ページ中段、条例第4条第1項では、「登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」とされております。

次に、3ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、去る2月15日に執行され、変更年月日は定期大会において承認された2月28日付けとなっております。

次に、内容であります、執行委員長は、新任であり、副執行委員長は、3人とも再任であります。

書記長、書記次長は、いずれも新任であります。

また、執行委員は、7人のうち5人が再任で、2人が新任であり、監査委員は、再任であります。

次に、4ページをご覧ください。4ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

次に、5ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が235人、投票者数が165人、投票率が70.2%となっております。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。

質問ですが、役員名簿の変更前の執行委員長が空欄なのは、どういった理

由ですか。

**川村事務職員** 昨年の選挙におきまして、執行委員長に選出されたのが、企業職の職員である水道部職員であり、公平委員会への届出の対象となる職員ではございませんので、公平委員会においては、昨年は執行委員長には登録しておりませんでした。今回職員組合の職員が新たに登録されましたので、改めて登録をするものであります。

**委員長** 水道部の職員は、登録を必要とする職員の中に入らないのですか。

**川村事務職員** 企業職の職員につきましては、地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく組合の構成員になりまして、民間の勤務体系に似ているということで、地方公務員法の適用が除外されております。したがって、地方公務員法に基づく公平委員会への届出はできない職員になります。

**委員長** 職員組合の規定では、そういった職員ではない方が執行委員長になっても構わないということですか。

**川村事務職員** 市の職員には間違いはないのですが、江別市としましては、団体として三つの組合が存在しております。まず一つは、今回届出のあった公平委員会が関与する自治労職員組合、それと今ほど申し上げた水道企業の職員の組合、それと職員労働組合の現業評議会というものがございまして、この三つのうち、一番最初に申し上げた自治労職員組合が、公平委員会が関与する団体になります。残り二つにつきましては、地方公務員法の根拠ではなく、地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく組織になりますので、仮に不利益処分が当該職員にあったとしても、公平委員会ではなく、地方の労働委員会に申立てを行う職員になります。以上です。

**委員長** わかりました。ありがとうございます。ほかにご質問その他確認等はありませんか。(なし)

それでは、ただいまの説明のとおり、職員団体登録事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。(なし)

ご異議がないようですので、変更登録することといたします。

それでは、事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「報告事項 人事行政の運営等の状況の公表について」を議題といたします。

事務局から報告願います。

**川村事務職員** それでは、人事行政の運営等の状況の公表について、ご説明申し上げます。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、昨年12月

に、平成28年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

資料3ページをご覧ください。

平成17年4月1日に施行した条例によりまして、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられております。

また、公平委員会におきましても、前年度における業務の状況として、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求の状況、苦情相談に関する処理の状況、この3項目について報告することが義務付けられており、公表いたしました内容については、市のホームページに掲載されております。

なお、公平委員会の業務の状況につきましては、最後の20ページに記載しているとおり、3項目とも該当がございませんでした。

その他、公平委員会に関係があるものにつきましては、資料の12ページから13ページまでの職員の分限及び懲戒処分の状況がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。報告を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。

**杉野委員** 新規採用は、売り手市場といわれていますが、市の職員はどういった状況でしょうか。

**川村事務職員** 採用に関して直接関与してはいないのですが、受験者数は減ってきていると聞いております。3、4年前は30、40人と新規採用していましたが、昨年度は20人程度と、平年並みに落ち着いてきていると聞いています。

**委員長** 必要な人数は確保できているということですね。

**川村事務職員** そうですね。一般行政職でいいますと、昨年度と今年度で806人という職員数は変わっておりません。退職する職員、再任用で残る職員もいますので、そういった者も含めて人数の管理を行っていると考えています。

**委員長** 差し支えない範囲でお話いただければと思いますが、資料3の13ページに(2)職員の懲戒処分等という一番上の欄がありまして、減給処分を受けた人が一人いるのですが、具体的な処分の対象となった行為を、被処分者が特定されない限りでご報告いただけるとありがたいのですが。

**川村事務職員** 当該減給処分につきましては、市のホームページでも公表しておりますので、その範囲の中でご報告したいと思います。平成28年11月

10日付けで処分が行われたものでありまして、平成28年6月から8月までの3か月間において、同じ職場の女性職員に対し、勤務時間内に周囲の目が届かない場所で、身体を触るなどのセクハラ行為を複数回行い、当該職員に対して不快感と精神的苦痛を与えたことによりまして、減給2か月、10分の1の処分が行われております。処分を受けた者は、教育委員会職員の係長職男性、50歳の者であります。また、これに関連しまして、一つ下段の職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合の欄に、訓告等がございますが、この処分に合わせて、管理監督者に対する措置としまして、課長職に厳重注意がされております。

**委員長** ありがとうございます。ほかになければ以上で、本件を終結いたします。

次に、その他についてであります。何か事務局のほうからありましたら、お願いいたします。

**川村事務職員** 事務局からはございません。

**委員長** それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時19分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ㊟

委員 ㊟

委員 ㊟